

活動制限の見直しに伴う「感染症拡大予防のためのガイドライン」更新について

I. 後期授業運営の方針

2020年度後期授業は、いわゆる三密を回避する対策に配慮しながら、十分な教育効果を上げられるように、対面授業とオンデマンドの遠隔授業の併用（ハイブリッド型）を原則とする予定です。すでに10月中の授業計画が発表されていますが、9月25日より活動制限のガイドライン対応レベルを「レベル2」に緩和することにより、今後感染リスクを考慮しながら対面授業の実施をさらに進める方針で、10月中に新たな授業計画を示す予定です。また、併せてガイドラインの一部を変更します。なお、授業別の詳細は公表以降も今後の感染状況により変更されることがあります。

II. 後期授業の感染予防対策について

1. 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対しては合理的な配慮を検討します。
2. 対面授業への出席や課外活動への参加に際して OpenCEAS への検温結果の登録を必須とし、学生自身による日々の健康管理を促します。37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い場合は受講、参加を認めません。
3. 非接触体温計を健康支援センター、学生支援センターの窓口に配備し、必要に応じて検温できる態勢を講じます。
4. 授業科目において、いわゆる三密を回避するための科目の分割実施や、必要に応じてシラバスを修正する場合等があります。変更等については、適宜お知らせします。
5. 授業中は扉・窓等を開放するか、一定時間（毎時2回以上目安）ごとに換気を行います。
6. 学外でフィールドワーク等を行う場合には、学科および利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施します。なお、必要に応じて規模や内容の変更を行う場合もあります。また、グループで活動する場合には、少人数で編成する等の工夫を講じるとともに、可能な限り混雑する時間帯・方法を避けて移動する等、感染予防に努めます。
7. ゼミ合宿等、集団やグループで宿泊を伴う活動については、当面の間、実施しないこととします。

III. 窓口業務

1. 事務室はアクリル板等で飛沫感染対策を行います。
2. 事務室および教育学習基盤センターの開室時間は8:40~18:00（土曜日は17:00まで）です。窓口での各種相談、提出や、証明書発行機の利用などが可能です。
☞入構の際は、各棟の入り口でカードリーダーに学生証をかざしてください。

IV. 施設・設備（学習施設、実験施設、運動施設、食堂その他諸施設）の対応と利用制限

1. 施設においては、施設管理業者が適宜、ドアノブ・什器等の拭き掃除等に取り組みます。また、トイレにはすべてペーパータオルを設置します。

2. 講義室の教卓には原則としてアクリル板等、遮蔽版を設置します。
3. 利用が許可された施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行います。
4. 図書館、ラーニング・コモンズ、ラウンジ、食堂等における座席は、対面着席及び隣席への着席とならないよう椅子を削減する等により座席の間隔を空けるようにします。
5. 図書館での貸出手続きや事務室窓口での相談における順番待ちでは、人と人との間隔を空けるようにします。また、利用者との対面で応対する場合、アクリル板等により遮蔽します。
6. 複数人で共用する実験や実習の器具は、管理者および利用者において使用前、使用後に適宜消毒を行うこととします。
7. 当面は食堂・売店の営業は行いません。午前午後に授業がまたがる場合等で昼食を持参するときは、決められた場所で摂るようお願いします。

V. 課外活動の実施制限

1. 本学公認のクラブ・サークル団体が課外活動を再開する場合は、「課外活動の段階的な再開のための基準」(step2 に移行)に沿ってそれぞれの活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成し、「活動計画書兼誓約書」に記載の上、学生支援センターに提出し、活動再開の許可を得てください。
2. 課外活動の再開を認められた団体は「学内活動願」「参加者名簿」等を提出し、活動日時や参加予定者の届け出を行ってください。活動後は翌日までに「参加者名簿」「見学者名簿」を学生支援センターに提出してください。提出がない団体に対しては、次回の活動を認めないことがあります。
3. 活動条件の一つに「2週間前からの体調記録」があります。OpenCEASを活用して毎朝の検温結果等を登録し、活動開始予定日の少なくとも2週間前から体温や咳症状の有無等の記録を始めてください。発熱、倦怠感、軽度であっても咳・咽・頭痛等の体調不良者及び海外から入国後2週間以内の者は、当該課外活動に参加しないでください。
4. 活動の内容を勘案しながら、オンライン課外活動を併用していくことも推奨します。
5. 学校支援ボランティアについては感染対策・健康管理に十分留意した上で活動してください。活動にあたっては事前にボランティアセンターへの届け出が必要です。

VI. 学生が行う感染予防対策（基本事項）

①日常の留意点について

1. 「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理に留意してください。
 2. 対面授業の有無にかかわらずOpenCEASを活用して毎日の体温チェックと体調管理を行い、社会の一員として倫理観のある行動をとってください。
 3. 帰宅後は、生活スペースに入る前に可能な限り衣服の洗濯、入浴を心がけてください。
- ②登学の判断について（「新型コロナウイルス感染症による登学可否のフローチャート」参照）

4. PCR検査等で陽性となった場合やPCR検査等を受けることになった場合、濃厚接触者と特定された場合等は、保健所の指示に従い、登学を見合わせてください。
5. 海外から帰国・来日後、2週間が経過していない場合は、症状の有無に関わらず登学を見合わせてください。

6. 新型コロナウイルス感染者との接触がわかったときや、発熱や呼吸器症状の異常が見られた場合は、「新型コロナウイルス感染症による登学可否のフローチャート」に基づいて判断し、登学禁止に該当する場合には、保健所や医療機関の指示に従ってください。

7. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者との接触があったことが判明した場合等は、濃厚接触者の PCR 検査結果が陰性と判明するまで自宅待機してください。検査が不明の場合は普段以上に自身と関係者の体調に注意し、慎重に行動してください。

8. 症状が一旦改善している場合でも、薬を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまでは自宅待機してください。

9. 実習系の授業については、各学科で定められた基準にしたがってください。

③通学中について

10. 通学中からマスクを着用し、近距離での会話や大声での会話は慎んでください。ただし、熱中症予防には充分留意してください。

11. 混雑を避けられるように時間に余裕をもって行動してください。

④大学構内において

12. 各棟に消毒液を配置しますので、建物内に入る際は手指消毒をしてください。

13. 講義室等の施設を利用するときは、扉や窓を開放してください。窓等の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉や窓を開放して換気を行ってください。

14. エレベーターの利用は、体の不自由な方や台車の利用に限定します。

15. 休憩時間等も常にソーシャルディスタンスを意識して行動してください。

16. 施設利用者は大声での会話は控えるとともに、用件が済み次第速やかに退室し、滞留時間を短くするよう努めてください。

17. 図書館や学部・研究科の実習室等、施設単位で感染拡大予防のための運用基準が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各運用基準に従ってそれぞれの施設を利用してください。

VII. 畿央大学の活動制限レベル指針

国では、緊急事態宣言が解除された後、外出の自粛や施設使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げています。本学においても6段階に活動制限レベルを設定し、6月8日(月)から現在まで「レベル3」の運用としてきましたが、9/25より「レベル2」に引き下げることにしました。なお、国や奈良県等の対応方針が現状から変更した場合には、対応も適切に変更します。

以上